

令和7年2月22日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

彦根市長 和田 裕行

市町村名 (市町村コード)	彦根市 (25202)	
地域名 (地域内農業集落名)	上西川町 (上西川町、普光寺町、本庄町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月21日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域の耕作者は、地域内在住の認定農業者3人が全体農地面積の約9割を耕作されており、入り耕作者2人（大規模農業者）がほぼ残りの農地を耕作している。

地域内在住の農業者は高齢化が進んでおり、将来的な農業の継続に不安がある状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内在住の認定農業者3人が耕作面積を減らしたり離農する際は、耕作地を現入り耕作者に引き継ぐなどして継続を検討する。

また基盤整備された土地を活用し、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34.89 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

上稲葉町、下稲葉町における農業振興地域内農用地の水田（青地の水田）を上稲葉町、下稲葉町地域計画のエリアとする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
作業効率が向上する方向性を基本に、耕作地の交換等により、集積、集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地について、目標地図に基づいた農地中間管理機構による貸借を原則とする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農については、本地域内認定農業者または入り耕作者に相談し進めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦世代をつなぐ農村まると保全向上対策（多面的機能支払交付金）